

事務連絡
令和2年3月25日

西宮市指定計画相談支援事業者
西宮市指定障害児相談支援事業者 各位

西宮市生活支援課長
西宮市法人指導課長

新型コロナウイルス感染症に係る相談支援業務の取り扱いについての期間延長
について

平素は、本市の障害福祉運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症に係る介護報酬等の取り扱いについては「新型コロナウイルス感染症に係る相談支援業務の取り扱いについて」（令和2年3月4日付生活支援課ほか連名事務連絡）にてお示ししているところです。

しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大防止の措置が引き続き必要なことから、同事務連絡の取り扱いに係る期間を延長し、下記の通りとします。

記

1. 期間

今般の取り扱いは、令和2年4月末までとしますが、必要に応じて、追ってご連絡を
する場合があります。

以上

【問い合わせ先】

西宮市 生活支援課
電話：0798-35-3130
西宮市 法人指導課
電話：0798-35-3082